

主眼事項及び着眼点（指定地域移行支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図られているか。</p>	<p>法第51条の23 平24厚令27第2条第1項 平24厚令27第2条第2項 平24厚令27第2条第3項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>(1) 指定地域移行支援従事者</p> <p>(2) 相談支援専門員</p> <p>2 管理者</p>	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域移行支援従事者)を置いているか。 (ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者もの」に定める相談支援専門員でなければならない。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>法第51条の23第1項 平24厚令27第3条第1項 平24厚令27第3条第2項 平24厚告226 平24厚令27第4条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p> <p>6 受給資格の確認</p>	<p>(経過措置) 指定基準の施行の日(平成24年4月1日)前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、23に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令27附則第2条</p> <p>法第51条の23第2項 平24厚令27第5条第1項</p> <p>平24厚令27第5条第2項</p> <p>平24厚令27第6条</p> <p>平24厚令27第7条</p> <p>平24厚令27第8条</p> <p>平24厚令27第9条</p> <p>平24厚令27第10条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 地域相談支援 給付決定の申請 に係る援助	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 11 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 11 条第 2 項</p>
8 心身の状況等 の把握	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 12 条</p>
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 13 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 13 条第 2 項</p>
10 身分を証する 書類の携行	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 14 条</p>
11 サービスの提 供の記録	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 15 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 15 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 16 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 16 条第 2 項</p>
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき障害者総合支援法第 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 17 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 4 項</p>
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 18 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p> <p>指定地域移行支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 18 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 1 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 2 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 3 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 4 号</p>
16 地域移行支援計画の作成等	<p>(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画(地域移行支援計画)を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 20 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	<p>(4) 指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 4 項
	<p>(5) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 5 項
	<p>(6) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 6 項
	<p>(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 7 項
	<p>(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 8 項
	<p>(9) 地域移行支援計画に変更があった場合、(2)～(7)に準じて取り扱っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 9 項
	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。18 において同じ。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 21 条第 1 項
	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 21 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 障害福祉サービスの体験的な利用支援	指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。	平 24 厚令 27 第 22 条
19 体験的な宿泊支援	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるが、委託により行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 23 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 23 条第 2 項
20 関係機関との連絡調整等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関(24の(2)において「関係機関」という。)との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。	平 24 厚令 27 第 24 条
21 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 27 第 25 条
22 管理者の責務	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に <u>指定基準平成 24 年厚生労働省令第 27 号(指定地域相談支援基準)</u> の第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 26 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 26 条第 2 項
23 運営規程	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額</p>	平 24 厚令 27 第 27 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 勤務体制の確保等	⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	
	(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。	平 24 厚令 27 第 28 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者によって指定地域移行支援を提供しているか。 (ただし、18 及び 19 の(2)の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与については、この限りでない。)	平 24 厚令 27 第 28 条第 2 項
	(3) 指定地域移行支援事業者は、(2) ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	平 24 厚令 27 第 28 条第 3 項
	(4) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 24 厚令 27 第 28 条第 4 項
25 設備及び備品等	指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平 24 厚令 27 第 29 条
26 衛生管理等	(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平 24 厚令 27 第 30 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平 24 厚令 27 第 30 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 掲示等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 31 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 31 条第 2 項</p>
28 秘密保持等	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 32 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条第 3 項</p>
29 情報の提供等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 33 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 33 条第 2 項</p>
30 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 34 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 34 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 苦情解決	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 35 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 4 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 5 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 6 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 事故発生時の対応	<p>(7) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 35 条第 7 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 3 項</p>
33 会計の区分	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 37 条</p>
34 記録の整備	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>② 地域移行支援計画</p> <p>③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 24 厚令 27 第 38 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 38 条第 2 項</p>
第 4 変更の届出等	<p>(1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 58 で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 51 条の 25 第 1 項 施行規則第 34 条の 58</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第5 地域移行支援サービス費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第51条の25第2項 施行規則第34条の58</p> <p>法第51条の14第3項</p> <p>平24厚告124の一 平18厚告539</p> <p>法第51条の14第3項</p> <p>平24厚告124の二</p>
<p>2 地域移行支援サービス費</p>	<p>(1) <u>地域移行支援サービス費は、地域移行支援サービス費（Ⅰ）については、平成30年厚生労働省告示第114号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(2) <u>地域移行支援サービス費（Ⅱ）については、(1)に規定する平成30年厚生労働省告示第114号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(2) <u>(3) 指定地域移行支援事業者が、指定基準第20条第3の16に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援（第3の17の(2)の規定による利用者との対面による支援をいう。）を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</u></p>	<p>平24厚告124別表第1の1の注1 <u>平30厚告114</u></p> <p>平24厚告124別表第1の1の注1の2</p> <p>平24厚告124別表第1の1の注2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2)(4) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域の精神科病院又は障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合 ((2)(3)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 3 <u>平 21 厚告 176</u></p>
2 の 2 初回加算	<p>指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 2 の注</p>
3 集中支援加算	<p>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合(2 の(2)(3)に定める場合を除く。)に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、4 の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 2 の注</p>
4 退院・退所月加算	<p>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所等をする日が属する月(翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあつては、退院、退所等をする日が属する月の前月)に、指定地域移行支援を行った場合(2 の(2)(3)に定める場合を除く。)に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、加算しない。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 3 の注</p>
5 障害福祉サービスの体験利用加算	<p>(1) <u>障害福祉サービスの体験利用加算 (I) については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(2 の(2)(3)に定める場合を除く。)に、15 日を限度として体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 5 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>(2) <u>障害福祉サービスの体験利用加算 (II) については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 1</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p><u>(3) 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九のイに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）を算定する場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。</u></p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 3 平 18 厚告 551 の九のイ</p>
6 体験宿泊加算	<p>(1) 体験宿泊加算(Ⅰ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(第 3 の 19 の(1)に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合(2 の(2)(3)及び(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して 15 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 体験宿泊加算(Ⅱ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合(2 の(2)(3)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して 15 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p><u>(3) 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九のロに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算（Ⅰ）又はロの体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。</u></p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 1</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 2</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 3 平 18 厚告 551 の九のロ準用 (イ)</p>